# 平成22年第2回定例会

平成 2 2 年 1 1 月 2 2 日 開会 同 日 閉会

多野藤岡医療事務市町村組合議会会議録

多野藤岡医療事務市町村組合

# 議事日程

第 1 会期の決定
-----------

第 2 会議	録署名議員の指名
--------	----------

第	3	管理者発言

第	4	報告第	2 号	専決処分の承認を求めることについて	(損害賠償の額を定める
				ことについて)	

第	5	報告第	3 号	専決処分の承認を求めることについて(平成22年度多野藤岡
				医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算(第1号)につい
				7)

笞	6	却 生 笋	4 是	資金不足比率の報告について
<del>71)</del>	U		4 /	

第	7	議案第11号	多野藤岡医療事務市町村組合職員の育児休業等に関する条例の
			一部改正について

第	8	議案第12号	多野藤岡医療事務市町村組合職員の勤務時間、	休暇等に関する
			条例の一部改正について	

第	9	議案第13号	多野藤岡医療事務市町村組合職員の特殊勤務手当に関する条例
			の一部改正について

第10	議案第14号	多野藤岡医療事務市町村組合使用料条例の一部改正につ	いいて
27 I U	脱木 カュェ ケ		

第 1 1	議案第15号	平成22年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正
		予算 (第 2 号) について

- 第12 議案第16号 平成21年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計決算 認定について
- 第13 議案第17号 平成21年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設 事業会計決算認定について

# 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

# 出席議員(15名)

1番 松 村 晋 之 君 治 君 2番 渡 辺 徳 3番 堀 昌 宏 君 4番 野 行 男 君  $\Box$ 冏 君 5番 湯 志 君 7番 佐 藤 淳 井 廣 8番 君 9番 青 君 反 町 清 栁 TE. 敏 10番 針 谷 賢 君 11番 久 保 信 夫 君 12番 13番 節 君 大 野 富士子 君 荻 原 子 14番 飯 野 榮 君 16番 小須田 美 君 17番 若林 秀 昭 君 欠席議員(4名) 6番 片 山 博 喜 君 15番 宮 前 俊 秀 君 江 原 18番 洋 君 19番 Щ 崎 恒 彦 君

### 説明のため出席した者

管 理 者 新 井 利 明 君 副 管 理 者 松 浦 幸 雄 君 小手澤 病 院 長 鈴 木 忠 君 監 査 委 員 治 君 病院長補佐 利 君 君 崎 政 副 院 長 義 人 石 塚 田 介護老人保健施 設 長 清 水 透 君 田 中 壯 佶 君 経営管理部長 坂 本 和 彦 君 看 護部 長 五十嵐 克 子 君 薬剤部長 田 村 昌 行 君 参 事 内 田 雅 之 君 安全管理室長 吉  $\blacksquare$ 賢 治 君 総 務 課 長 島 崹 泰 君 用度施設課長 松 原 久 雄 君 医事情報課長 松 裕 君 田 医課 病院機能再整備室長 地 域 療長 黒 土 屋 和 子 君 澤 美 尚 君 連携 さ課 ぎ長 外来センター 5 三 植 村 均 君 浦 真 君 理

#### 開会のあいさつ

議長(青栁正敏君) 皆様、こんにちは。

本日、平成22年第2回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましては、時節柄大変お忙しいところ、ご出席をいただきまして開会できますことを、心から感謝申し上げる次第でございます。

さて、今期定例会に提案されますものは、報告3件と平成21年度病院事業会計決算認定ほか6案件でございます。慎重ご審議いただきまして、議会としての意思決定をお願い申し上げます。

なお、議事運営等まことに不慣れな私でございますが、誠心誠意努力いたす 所存でありますので、議員各位の絶大なるご支援とご協力を切にお願い申し上 げまして、まことに簡単ではございますが、開会のあいさつといたします。

議事日程につきましては、皆様のお手元に配付してありますので、よろしく お願いいたします。

# 開会及び開議

午後1時32分開会

議長(青栁正敏君) 出席議員定足数に達しましたので、議会は成立いたします。

ただいまから、平成22年第2回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会を 開会いたします。

#### 第1 会期の決定

議長(青栁正敏君) 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長(青栁正敏君) ご異議なしと認めます。今期定例会の会期は本日1日と決定いた しました。

\_\_\_\_\_

#### 第2 会議録署名議員の指名

議長(青栁正敏君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、議長において指名いた します。1番、松村晋之君、17番、若林秀昭君を指名いたします。

\_\_\_\_\_

#### 第3 管理者発言

議長(青栁正敏君) 日程第3、管理者発言であります。

管理者。

管理者(新井利明君) 本日ここに、平成22年第2回組合議会定例会を招集いたしま したところ、議員各位におかれましては、市町村議会の開催を控え、ご多忙中 にもかかわらずご出席を賜り、感謝申し上げます。

さて、病院経営に関しましては、今年4月の診療報酬の引き上げにより、わずかながら明るい兆しが差し込んできた感じが伺えますが、まだまだ厳しい状況が続いております。

また、住民の医療に対するニーズの多様化に伴い、安全に対する要求も一層 厳しいものになってきております。このような医療環境の中、当院では患者本 位の医療を基本に、医療の質の向上と地域医療への貢献に努力しております。

議員各位には深いご理解とご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げる 次第でございます。

さて、本日の案件は、報告3件、組合各事業の平成21年度決算等の議案7件の審議及び決定をお願いするものであります。いずれも重要案件でございますので、慎重ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げまして、簡単ですが、開会のあいさつとさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

\_\_\_\_\_

#### 第4 報告第2号

議長(青栁正敏君) 日程第4、報告第2号、専決処分の承認を求めることについてを 議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

経営管理部長(坂本和彦君) 報告第2号、損害賠償の額を定めることについて、ご説明申し上げます。

平成20年7月、脳幹梗塞による意識喪失と呼吸停止の状態で緊急入院となり、人工呼吸器の管理を行っておりました患者さんの呼吸管理継続のため、同月、気管切開手術を実施いたしました。

この手術の際に、患者さんは低酸素血症による心停止の状態になり、その後の蘇生で心拍は再開いたしましたが、低酸素血症は改善されず死亡となったため、異状死として警察に届け出を行いました。

その後、平成21年3月、警察から「死因は不適切な気管切開を受けたことによる呼吸不全の可能性が高い」という司法解剖の鑑定結果報告がありました。このような経緯を踏まえ、ご遺族に対して病院の過失に対する謝罪及び説明を申し上げるとともに、賠償責任について話し合いを進めて参りましたところ、平成22年7月5日に損害賠償金1,555万8,387円で患者法定相続人との和解が成立いたしました。

本件は、多野藤岡医療事務市町村組合病院事業の設置等に関する条例第6条の規定により、損害賠償額が500万円以上については、議会の議決を要する事項に該当いたしますが、和解期日が平成22年7月5日で、和解金の支払い期日が和解後2週間以内となっておりました。

このため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきました。

なお、この損害賠償金については、医師賠償責任保険により保険会社から同額が病院事業会計に支払われる予定でございます。

以上、簡単でありますが、提案理由の説明とさせていただきます。

慎重ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議長(青栁正敏君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。7番、佐藤淳君。

議員(佐藤淳君) 報告第2号について、質疑させてもらいますけれども、今、冒頭、 市長のほうから、医療に対する安全というふうなお話があったんですけれども、 1,550万円余りの損害賠償ということなんですけど、説明を聞くと「異状 死」として警察に届けた。これは何をもって異状死なのか、本来きちんとした 医療行為の結果だということになると、私ども素人の判断では、なぜ異状死な のかという部分。

それから、司法解剖の鑑定結果では「不適切な気管切開」ということなんで、何が不適切なのか、当然先生はいろんな状況を踏まえて、適切に処置をしたんだというふうに考えるんですけれども、この辺のことについて、もう少し詳しく説明していただけませんか。

議長(青栁正敏君) 安全管理室長。

安全管理室長(吉田賢治君) ただいま佐藤議員のほうからのご質問でございますが、 まず異状死の届け出でございますけれども、当院の規定にもございますが、何 らかの医療過誤の存在が強く疑われ、または医療過誤の存在が明らか、もしく はそれらが患者さんの死亡の原因となったと考えられる場合、また、診療行為 の合併症としては、合理的に説明ができない、予期しない死亡ということで、 警察のほうに届けてございます。

それともう1点、経過ではございますけれども、冒頭説明させていただきましたけれども、平成20年7月に患者様は脳幹梗塞ということで、意識と自発呼吸がない状態で救急搬送されたわけでございますが、その後、入院されまして、人工呼吸器を装着し、管理していた状況でありました。

その後、人工呼吸器をつけておりますと口腔内の挿管が長期にわたるという ことがございまして、気管切開ということになりました。

手術中に低酸素血症ということで、心停止状態に陥ってしまったわけなんで

すが、その後、蘇生で心拍は再開しておりましたけれども、結果としまして低酸素血症が改善されずに死亡に至ってしまったということでございます。

そういった経過でございまして、死亡原因がなかなかわからないということがございましたので、警察への届け出を行ったということでございます。

また、警察のほうから、その後、司法解剖の情報が報告されました中で、ご 家族等への説明と謝罪ということを行って、平成21年8月にご家族様のほう から民事的な話し合いを進めたいというお話をいただいて、交渉を進めてまい った結果、22年7月に和解となったということでございます。

以上です。

議長(青栁正敏君) 佐藤淳君。

議員(佐藤淳君) 経過については、経営管理部長さんからもお話があったので、その とおりで、異状死ということについては、何らかの医療過誤という話なんです ね。

「不適切な気管切開を受けたことによる呼吸不全の可能性が高い」、司法解剖の結果こういうことになった。そうすると、やらないほうがよかったのか、その辺の問題になって、私どもは医師じゃありませんから、その辺の判断がわからないんですけど、でも明らかにある種のミスがあったために、1,500万円ほどの補償をするということなんですね。

では、不適切な気管切開をなぜしたんですか。それは先生の判断が間違っていたのか、どうなのかという部分になってくるんですけど、明らかにこれは、本院と言っていいのか、担当した医師の判断が不適切だったということが司法解剖の結果、こういうことなんですよと。それを認めて、病院は和解金を支払うということなんですね、これを読む限りでは。

そうなると、不適切な判断、その辺のことはどういうことでこういうことになったのか、その辺の説明を求めているので、その辺の説明をきちんとしていただけませんか。

それから、やはり率直に申し上げて、先生方は不特定多数の患者さんを当然相手にしていることですから、人間ですから、神様じゃありませんから、当然何らかのミスだとか、何か、それは本来あってはならないんでしょうけれども、現実の問題としてはあるのかなというふうにも思うんですけれども、患者さんや身内にしてみると、それは1人ですからね。当然、きちんとした医療を受けて、病気を治してもらいたいという思いでいるので、その辺当然先生と患者さんのほうでは思いにギャップがあるんでしょうけども、これ、管理者、新井市長さんのほうは、これを見て、どんな思いでいますかね。

私は何となく、いろんな意味で起こるべくして起こったんかなというふうな 印象も持つんですけど、その辺のことについて、もう一度きちんと何が原因で こういうことが起きたのか、説明をしていただけませんか。

議長(青栁正敏君) 病院長。

病院長(鈴木忠君) 質問に対してお答えいたします。

この件に関し、刑事に関しては今捜査中であり、個々の医師の過誤的要素については、今調査中でありますので、ここでは細かいことについてお話しすることはできません。

脳幹梗塞で呼吸停止という状態、非常に重篤な状態で、当然予後はかなり悲観的な患者さんであったわけですけれども、救急外来で直ちに口腔から気管内挿管がなされ、そして循環が維持されました。意識はもちろん全くございません。そういう状態でありました。

これが約10日ほど経過したところで、循環動態が安定しているということで、呼吸管理に口腔内からのチューブが入っていることは、いろいろな合併症を起こしてくる。気管チューブが詰まってきたり、あるいは気管に変化を起こしてきたりと、そういうことが予想されるために、長期的に呼吸管理をするために気管切開を担当医が選んだ次第でございます。これに関しては、通常スタンダードな医療であります。

それで気管切開をして、そしてそこに新たな長期的に使う気管チューブを入れ換える、その操作中に手間取って低酸素血症を起こしてしまったということであります。そしてその結果、心停止に至ったということで、問題になったわけです。

気管切開をするとき、当然チューブが適切に入りづらいとか、そういうことは当然あるわけです。そういうことがあること事態は別に何ら問題ないわけですけれども、それに対するバックアップの体制、その一連の中でいろいろな診療行為にミスがあったという判断で、不適切な気管切開術によって、心停止に至らしめたということであります。

それに対して、過失の要素があるということで損害賠償請求がなされ、それ に応じたというところであります。

以上です。

議長(青栁正敏君) 管理者。

管理者(新井利明君) 今、院長先生のほうからもお話しありましたけれども、我々患者になる可能性のある立場ということになりますと、やはり家族の気持ちからすれば、治ってほしいと思って病院に来るわけですから、そのときにどんな先生方から見ても、重い病気であれ、患者さんの家族からすると治ってほしいと、そういう思いがあるというのは当然でございます。

今、院長先生のほうからの話の過程の中で、家族にとっては納得できないということだったんだと思います。このことは私も今、議員が指摘したようなこ

とは、このお話を聞いたときに指摘をさせてもらいましたけれども、やはり今度は逆に家族の立場の病院に対する思い、これは治ってほしいというものが当然あるわけですけれども、治らなかった。また、そういった手順のもとでのことというのは理解してもらえないということもありまして、損害賠償請求が起こったということでございますので、私としましては、家族の気持ちというものを考えたときに、やはり早期に和解をしたほうがいいだろうという気持ちを含めて、専決処分をさせてもらいました。

議長(青栁正敏君) 佐藤淳君。

議員(佐藤淳君) 院長先生の話だと、いろんな状況の中できちんと適切な処置、医療 でいうところの当たり前の処置をしてきたんだというお話しなんですね。じゃ あ、何をもって「不適切な気管切開」という文言がここに載っているのか、少 し理解できないんですけど、院長先生の説明の中で、バックアップ体制に少し 問題があったというふうな説明なんですけれども、いずれにしても管理者が言 ったように、患者の気持ちだとか何かを考えて専決処分をさせていただいたと いうことなんですけれども、それは当然専決処分はそれでいいんでしょうけれ ども、一番大事なことは、こういうことが次に起こらないようにするのにはど うするんですかという問題になってくるんだと思うんですけれども、じゃあ、 なぜ今回こういうことが起きた、この原因をきちんと解明して、この部分がじ ゃあバックアップ体制が、このときの気管切開の手術においては、バックアッ プ体制に少し不備があったんだということになれば、では、次からはこうにす るんだ、これに限らず、いろんなケースの中で、こういうことが起きないよう に、次はどうするんだということが出てこないと、いろんな意味で問題だと思 うんですね。

その辺について、院長先生は今後病院を経営していく中で、医療行為を行っていく中で、どういうシステムでいろんなケースのうちで、どういうシステムでやるほうがいいのか、その辺のことについて何かきちんとした考えなり、構想なりを持っているんでしょうか。

それと、当然私は、患者の気持ちを理解した上で、早く専決処分をするということも大事なことなんでしょうけれども、やはり管理者としても、こういうことが起きないようにするのにはどうすればいいんだということも、きちんと管理者として、その辺の方針だとか、考え方だとか、病院に対して自分の考え方をきちんと申し入れてやっていただくということが大事なことなのかなというふうに私は感じているんですけれども、その辺のことについて、どのように考えますか。

議長 (青栁正敏君) 病院長。

病院長(鈴木忠君) 今回の起きた事故に関して、家族の願いも再発防止にどのように

対応していただけるかということが一番の望みでありまして、それに対して気管切開術というのは緊急事態で、どこでも行う処置であるわけですけれども、当院においては、やはりきちんとした場所で、少なくともそういう体制の整ったところで処置を行いましょうということ、これ以後は緊急事態であったとしても、病室でそれらの処置を行うことを禁止し、すべて手術室で行うということにマニュアルを変更したところであります。

これによって、医師の中からは、なぜこんなことを緊急で、その場でどこでもやっていいんではないかという反論も随分ありましたけれども、現にこういうことが起きているので、より安全確保のためには、手術室を使って行いましょうということで、予防に努めたところでございます。

以上であります。

議長(青栁正敏君) 管理者。

管理者(新井利明君) 今、院長先生のほうからもお話がありましたけれども、私もそのことの報告をいただいております。そして、24時間、いろんな病気、けがの患者さんが来るこの病院の中で、やはり先生方に大変なご苦労をいただいておりますけれども、なお一層のご努力をお願いしたいということで、また院長ともよく相談していきたいなというふうに思っております。

議長(青栁正敏君) 他にご質疑ありませんか。5番、湯井廣志君。

議員(湯井廣志君) 聞いていてよくわからないんですけれども、呼吸が止まっている 状態、意識もない状態、これは恐らく放っておけば、このまま必ず亡くなりま すよね。それに対して、気管の切開をしたということですよね。

そうすると、亡くなる人に対して気管切開しかないという判断で切開したと思うんですけれども、こういう中で、このままでは必ず命を落とすという中で、この方法しかないということでやったわけですよね。

そういう中で、なぜ和解をする必要があるんだか、私はよく理解できないんですが、助かる可能性がある人ということになれば理解できるんですけれども、呼吸が止まっている、このままにした場合に、必ず命を落とすような状態の中で、和解がなぜ成立するのか、私はよく理解ができないんですが、その点お伺いいたします。

議長(青栁正敏君) 病院長。

病院長(鈴木忠君) 湯井議員さんの言っていることも一部理解できるんですけれども、 今の医療行為の中において、どんなに重篤で、そのまま自然経過で確実に亡く なるだろうという人であっても、そのとき医療行為を行って、そしてそれがそ の病状を悪化させるとするならば、その行為そのものに問題があった際には、 過誤を取られます。その患者さんの状態が悪いから許されるというものではご ざいません。 そういう判断で、この方は非常に重篤で、当然気管内挿管されている状態であります。わざわざ気管切開までしないで、気管内挿管のままで命が続くところまで診療を継続すればいいんではないかという判断も当然ありました。

しかし、人の命の、公的な死というのは心停止をもって死としますから、それがいつまであるかということは、もちろんわからないわけです。

そういう中で、より確実な呼吸管理をしようということで、気管切開を行った。そしてそこに不手際があったということで、死を早めたということで、過失があるという判断で賠償に応じたわけでございます。

以上です。

議長(青栁正敏君) 湯井廣志君。

議員(湯井廣志君) 呼吸が止まった状態でここへ運ばれてきたわけですよね。呼吸が 止まった状態で、警察は「不適切な気管の切開をした」と言うことですよね。 どうも聞いていて意味がよくわからないんですけれども、恐らく呼吸が止まっ ているということになれば、警察はとやかく言うことじゃないですよね。

その切開をしたのが悪いんだというような警察の見解がここに出ているんですけれども、普通に考えれば、和解などせずに、上告、上告で最高裁まで持っていって、きちんと判断してもらったほうが私は適正なことじゃないのかなと思うんですけれども、こういうときに簡単に遺族のことを考えて和解というような方法をとらずに、最後まで争う姿勢を少しはとったほうがいいんじゃないかと私は思うんですね。

そういう中で、市長に聞きますけれども、これを最高裁まで判決がきちんと 出るまで徹底的に和解をせずに戦っていく、その後、判決が出てその支払いは やむを得ないという判決が出れば、その中で戦っていくという考えを持ってい るのか、その点お伺いをして終了いたします。

議長(青栁正敏君) 管理者。

管理者(新井利明君) 今の議員の考えというのも、それも多分一理あるというふうには思います。ただ、私もやはり家族というものがその局面に至ったということになると、生きていてほしいというのが本心だと思います。どんな病状であっても、死を受け入れるというのは非常に家族にとってはつらいものがあるというふうには思いますし、その中で上告して、何年間も争っていくのがいいというご指摘でございますが、それも一つの案件案件によって違うんだろうなというふうには思います。

今回の場合は、ある意味で警察の見立てといったらいいんでしょうかね、そのほうの意見もありますので、余り長引くのではなくて、早いほうがいいと。 そしてずっと控訴して戦っていくということは、いろんな意味で、例えば先生 方に対するご負担もあります。また、控訴して争っているということは、住民 にとっても不安をかき立てる問題にもなりかねないというふうに思います。

ですから、今回はある意味で家族の皆さんが、和解に応じてということがありましたものですから、ここは和解で専決処分をさせてもらったということでございます。

議長(青栁正敏君) 他にご質疑ありませんか。

(「なし」の声)

議長(青栁正敏君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結 したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長(青栁正敏君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声)

議長(青栁正敏君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。報告第2号、専決処分の承認を求めることについて、本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(青栁正敏君) 起立全員であります。よって、報告第2号は原案のとおり可決されました。

#### 第5 報告第3号

議長(青栁正敏君) 日程第5、報告第3号、専決処分の承認を求めることについてを 議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者(新井利明君) 報告第3号、専決処分の承認を求めることについて、ご説明を 申し上げます。

先ほど報告第2号でご承認いただきました医療事故に対する損害賠償金につきまして、当初での予算措置をしてございませんでした。

このため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただきました。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。

よろしくご承認のほど、お願い申し上げます。

議長(青栁正敏君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声)

議長(青栁正敏君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結 したいと思います。これにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声)

議長(青栁正敏君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声)

議長(青栁正敏君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。報告第3号、専決処分の承認を求めることについて、本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(青栁正敏君) 起立全員であります。よって、報告第3号は原案のとおり可決されました。

(湯井議員 監査委員席へ移動)

\_\_\_\_\_\_

#### 第6 報告第4号

議長(青栁正敏君) 日程第6、報告第4号、資金不足比率の報告についてを議題とい たします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

経営管理部長(坂本和彦君) 報告第4号、資金不足比率の報告につきましてご説明申 し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、去る8月25日、小手澤、湯井両監査委員の審査をいただいておりますので、まずご報告申し上げます。

病院事業会計の資金不足比率でありますが、流動資産43億7,485万1,000円、流動負債7億7,811万5,000円、差し引き剰余額35億9,673万6,000円となっており、資金不足額が生じていないため資金不足比率は算定されません。

次に、介護老人保健施設事業会計でありますが、流動資産1億5,443万9,000円、流動負債855万円、差し引き剰余額1億4,588万9,000円となっており、これも資金不足額が生じていないため、資金不足比率が算定されません。

今後も資金不足額が生じないよう健全な運営を目指し、努力していきたいと 考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長(青栁正敏君) 資金不足比率審査意見の報告を求めます。監査委員。

監査委員(小手澤治君) 平成21年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計及び 介護老人保健施設事業会計の資金不足比率につきまして、審査の結果を監査委 員を代表して報告申し上げます。

去る8月25日、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項

の規定に基づき、管理者より審査に付された平成21年度資金不足比率につきまして、審査を行った結果、地方公共団体の財政の健全化に関する法律及び関係法令の定めるところにより算出されており、算定の基礎となった数値は正確であり、両事業ともに資金の不足はなく、資金不足比率は算出されませんでした。

以上、まことに簡単ではございますが、審査の報告とさせていただきます。

議長(青栁正敏君) 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声)

議長(青栁正敏君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結 したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長(青栁正敏君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。 以上で報告第4号について、報告を終わります。

(湯井監査委員 議員席へ移動)

\_\_\_\_\_\_

#### 第7 議案第11号

議長(青栁正敏君) 日程第7、議案第11号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の育 児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

経営管理部長(坂本和彦君) 議案第11号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の育児 休業等に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本条例改正は、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律 (平成21年法律第93号)により改正された地方公務員の育児休業等に関す る法律の改正を踏まえ、急速な少子化に対応し、家族を構成する男女がともに 家庭生活における責任を担いつつ、仕事と生活の調和を図れる勤務環境を整備 するため、本条例の一部を改正するものであります。

具体的な改正内容は、第2条において、育児休業等を取得することができない職員の範囲について定めており、今回の法律の改正により非常勤職員及び臨時的に任用される職員は、育児休業ができないことが法律に直接規定されたことに伴う整理と、職員の配偶者の就業や育児休業の取得の有無等の状況にかかわりなく、育児休業等の取得ができるように改正するものです。

次に、第2条の2は、育児休業法第2条第1項ただし書きの人事院規則で定める期間を基準として、条例で定める期間について57日間とするものです。

第3条第1号は、第5条の改正に伴う規定の整理であり、同条第4号は、夫婦が交互に育児休業等をしたかどうかにかかわりなく、職員が育児休業等計画

書を提出して最初の育児休業をした後、3カ月以上経過した場合に、再度の育児休業をすることができることとする改正です。

また、第5号は、子の出生の日から57日間以内に、最初の育児休業をした 職員は、特別の事情がない場合であっても再度の育児休業をすることができる よう育児休業法が改正されたことに伴う字句の整理です。

第5条は、育児休業の承認の取り消し事由について、職員以外の子の親が常態としてその子を養育することができることとなった場合でも、育児休業の取り消し事由には当たらないこととする改正です。

第10条は、職員の配偶者の就業や育児休業の取得の有無等の状況にかかわりなく、部分休業等の取得ができるように改正するものです。

第11条以降は、改正に伴う字句の整理であります。

施行期日については公布の日から、また経過措置として、改正条例の施行日前に育児休業等計画書により申し出た再度の育児休業の請求の計画は、施行日以後は、改正後の規定により申し出た計画とみなすことを規定しています。

以上、簡単ではありますが、提案説明とさせていただきます。

慎重ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(青栁正敏君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声)

議長(青栁正敏君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結 したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長(青栁正敏君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声)

議長(青栁正敏君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第11号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(青栁正敏君) 起立全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決 されました。

#### 第8 議案第12号

議長(青栁正敏君) 日程第8、議案第12号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の勤 務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。 提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

経営管理部長(坂本和彦君) 議案第12号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の勤務 時間、休暇等に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

> 本条例改正は、育児休業に関する条例の一部改正と同様に、育児休業、介護 休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一 部を改正する法律(平成21年法律第65号)の公布を踏まえ、育児を行う職 員の時間外勤務の負担を軽減することで、仕事と育児の両立を図るため、本条 例の一部改正を行うものであります。

> 具体的な改正内容は、第8条の2において、小学校就学前の子を持つ職員がその子を養育する際の深夜勤務等の制限が規定されていますが、今回3歳未満の子を持つ職員が、その子を養育するために時間外勤務の制限に係る請求をした場合、公務の運営に支障がないと認められれば時間外勤務をさせてはならない旨の規定を1項追加するものです。

また、同条第3項及び第4項については、項の追加によるずれが発生することから、項及び字句の修正であります。

第5項については、前各項の他の勤務の制限に関する手続等について、規則 で定めることを規定しております。

また、施行期日については、公布の日からとし、経過措置として、改正条例の施行日後に改正条例の規定による時間外の制限を行おうとする職員は、施行日前に請求することができる規定を定めています。

以上、簡単ではありますが、提案説明とさせていただきます。

慎重ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(青栁正敏君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声)

議長(青栁正敏君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結 したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長(青栁正敏君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声)

議長(青栁正敏君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第12号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(青栁正敏君) 起立全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決 されました。

\_\_\_\_\_\_\_

#### 第9 議案第13号

議長(青栁正敏君) 日程第9、議案第13号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の特 殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

経営管理部長(坂本和彦君) 議案第13号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の特殊 勤務手当に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

第2条第6項及び第8条につきましては、危険作業手当を廃止する改正でございます。

内容につきましては、危険作業手当はこれまでボイラー技士に対し月額 1,000円を支給しておりましたが、平成21年度に重油ボイラー2基の老 朽化のため、ガスボイラー4基への切り替えを行い、ボイラーの小型化により、 ボイラー取扱いの資格要件が必要なくなり、廃止するものであります。

次に、第6条第2項第1号につきましては、夜間看護手当の額の改正をお願いするものです。

夜間看護手当につきましては、看護等を行う職員の勤務時間により4段階に 区分されており、勤務時間が深夜の午後10時から翌日の午前5時までの全部 を含む場合は、夜間看護手当として1回につき6,200円となっております。

現在、入院棟における看護職の夜間勤務につきましては3交替制となっており、今回改正をお願いする手当は該当しておりませんが、看護職の夜間勤務の 負担軽減を図るため、今後は2交替制に移行する予定であります。

つきましては、その勤務時間が午後10時から翌日の午前5時までの全部を含む勤務の看護職の夜間看護手当を1回につき、国と同額の6, 800円とし、介護職については引き続き現行の6, 200円とするものであります。

また、施行日につきましては、平成22年12月1日からとするものであります。

以上、簡単ではありますが、提案説明とさせていただきます。

慎重ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(青栁正敏君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声)

議長(青栁正敏君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結 したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長(青栁正敏君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声)

議長(青栁正敏君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第13号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(青栁正敏君) 起立全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決 されました。

\_\_\_\_\_

#### 第10 議案第14号

議長(青栁正敏君) 日程第10、議案第14号、多野藤岡医療事務市町村組合使用料 条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

経営管理部長(坂本和彦君) 議案第14号、多野藤岡医療事務市町村組合病院使用料の一部改正について、ご説明申し上げます。

本条例は、診療報酬の一部負担金の算定方法について改正するものです。

現在、条例の第2条第1項第1号において健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成6年厚生省告示第54号)及び同条第2号において老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準(平成6年厚生省告示第72号)に基づき算定した額と規定されていますが、平成18年に健康保険法及び老人保健法の規定に基づく診療報酬の算定方法(厚生労働省告示第92号)が公布されたことにより、平成6年厚生省告示第54号及び第72号が廃止されました。

また、平成20年には、健康保険法及び老人保健法から名称変更された高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づく診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)が定められ、平成18年厚生労働省告示第92号は廃止され、また平成22年にも厚生労働省告示第69号により、診療報酬の算定方法の改正が行われております。

本来であれば、算定基準の改正ごとに条例の改正をしなければなりませんで したが、今回、今後の算定基準等の見直しに対応するため、告示番号等を規定 しない条項に改めるものでございます。

なお、診療報酬の算定につきましては、基準の改正ごとに見直しを行い、算 定しております。

また、施行期日については、公布の日からとするものであります。

以上、簡単ではありますが、提案説明とさせていただきます。

慎重ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(青栁正敏君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声)

議長(青栁正敏君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結 したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長(青栁正敏君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声)

議長(青栁正敏君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第14号、多野藤岡医療事務市町村組合使用料条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(青栁正敏君) 起立全員であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決 されました。

#### 第11 議案第15号

議長(青栁正敏君) 日程第11、議案第15号、平成22年度多野藤岡医療事務市町 村組合立病院事業会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者(新井利明君) 議案第15号、平成22年度多野藤岡医療事務市町村組合立病 院事業会計補正予算(第2号)について、ご説明申し上げます。

> 第2条の収益的収入におきまして、他会計負担金の追加等による増額、支出 につきましては、経費の増加等により増額、さらに第3条の資本的支出におき ましても、増額をお願いするものでございます。

> 以上、まことに簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。

慎重ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、経営管理部長より説明させますので、よろしく お願い申し上げます。

議長(青栁正敏君) 経営管理部長。

経営管理部長(坂本和彦君) 詳細についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第2条で示しておりますとおり、収入につきましては、第1

款病院事業収益、第2項医業外収益の他会計負担金で、子ども手当支給に対する繰り出しの追加と企業債借り入れ利息の確定による減額で3,591万円の増額補正であります。

次に、支出でありますが、第1款病院事業費用では2,417万円の増額補 正であります。

その内訳は、第1項医業費用の経費におきまして、3,147万円の増額、第2項医業外費用では、償還利息の減額により730万円の減額補正でございます。

第3条資本的支出でありますが、公立藤岡総合病院の器械器具購入費190万円、附属外来センターの器械器具購入費300万円の増額補正でございます。 以上、まことに簡単でございますが、詳細説明とさせていただきます。

慎重ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(青栁正敏君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声)

議長(青栁正敏君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結 したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長(青栁正敏君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声)

議長(青栁正敏君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第15号、平成22年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算(第2号)について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(青栁正敏君) 起立全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決 されました。

(湯井議員 監査委員席へ移動)

#### 第12 議案第16号

議長(青栁正敏君) 日程第12、議案第16号、平成21年度多野藤岡医療事務市町 村組合立病院事業会計決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者(新井利明君) 議案第16号、平成21年度多野藤岡医療事務市町村組合立病 院事業会計決算認定について、ご説明を申し上げます。 病院を取り巻く医療環境は、本年4月の診療報酬改定ではプラス改定と徐々に見直されてはいるものの、新臨床研修制度による医師不足の影響が続き、依然として厳しい状況にあります。

当院は、休診となる診療科はありませんが、常勤医のいない診療科や減員となる診療科が発生しております。

このような中、今後も地域の中核病院として、住民に安定した質のよい医療を効率的に提供するため、引き続き不足している診療科の医師の確保、経費の節減等に努め、病院の運営基盤を強化していきたいと考えております。

それでは、決算の大綱を説明させていただきます。

平成21年度は、公立藤岡総合病院で3億3,582万円の純損失、附属外来センターで1億435万円の純利益、訪問看護で1,842万円の純利益が生じております。

平成21年度は、3施設合計で2億1,304万円の純損失が生じ、公立藤岡総合病院及び附属外来センターの繰越欠損金と訪問看護の繰越利益剰余金との合計で26億7,207万円の未処理欠損金を平成22年度へ繰り越しました。また、訪問看護につきましては、未処分利益剰余金のうち92万1,000円を減債積立金として剰余金処分計算書(案)を上程させていただきました。

自治体病院の経営環境は厳しい状態でありますが、引き続き関係各位のご理解、ご協力を心からお願い申し上げます。

また、本決算につきましては、去る8月25日、小手澤、湯井両監査委員の審査をいただいております。その結果につきましては、議員各位のお手元に配付いたしました意見書をいただいたわけでございます。大変ご苦労いただきましたことを心から感謝申し上げ、改めて御礼申し上げます。

なお、詳細につきましては、経営管理部長より説明させますので、よろしく お願い申し上げます。

議長(青栁正敏君) 経営管理部長。

経営管理部長(坂本和彦君) それでは、詳細について、公立藤岡総合病院から説明いたします。

患者状況ですが、入院患者数では年間11万5,154人、1日平均315人。外来患者数につきましては、年間3万6,428人、診療日数365日での1日平均は100人でございました。

次に、収益的収入及び支出であります。税抜き収入決算額は69億988万 8,890円であります。

その主なものは医業収益で66億8,520万2,744円、このうち入院 収益は58億967万1,771円、外来収益では6億5,573万5円であ ります。その他医業収益では2億1,980万968円で、そのうち救急他会 計負担金は8,251万3,000円であります。医業外収益は1億9,922万857円で、その主なものは企業債利子などの他会計負担金として1億899万4,000円、国・県補助金3,684万6,061円であります。特別利益は過年度損益修正益で2,546万5,289円であります。

次に、支出の税抜き決算額は72億4,570万4,970円であります。 このうち医業費用では69億8,153万7,798円であります。

主な内訳としまして、給与費39億6,295万7,126円、材料費17億6,629万3,312円、経費9億2,879万4,063円、減価償却費2億9,500万8,162円であります。医業外費用は2億5,916万8,813円で、その主なものは企業債の支払い利息で7,755万3,424円、消費税の費用化による雑支出が1億5,025万4,876円であります。特別損失では過年度損益修正損として499万8,359円を計上したものであります。

この結果、医業収支比率では95.8%、総収支比率は95.4%、3億3,581万6,080円の純損失を生じました。

続きまして、附属外来センターの詳細について申し上げます。

患者状況ですが、外来患者数は年間17万7,320人、診療日数は242 日で、1日平均733人でございました。

次に、収益的収入及び支出であります。税抜き収入決算額は21億3,079万6,777円であります。その主なものは医業収益で20億2,895万7,647円。このうち外来収益は17億9,731万7,584円で、医業収益の88.6%を占めております。その他医業収益は2億3,164万63円で、主なものは公衆衛生活動、医療相談等健診関係でございます。医業外収益では1億178万4,359円で、その主なものは企業債利子の他会計負担金として7,272万円であります。

次に、支出の税抜き決算額は20億2,644万4,914円であります。 このうち医業費用で18億6,750万5,227円であります。

その主な内訳としまして、給与費 6 億 9 , 2 0 8 万 1 , 3 1 1 円、材料費 4 億 7 , 3 1 8 万 7 , 3 9 2 円、経費 4 億 8 , 8 8 3 万 6 , 8 7 2 円、減価償却費 2 億 1 , 0 1 9 万 9 , 5 5 2 円であります。医業外費用は 1 億 5 , 8 9 3 万 7 , 6 8 7 円で、内訳としまして企業債支払利息が 1 億 1 , 3 0 5 万 4 , 7 8 4 円、消費税の費用化による雑支出が 4 , 5 8 8 万 2 , 9 0 3 円であります。

この結果、医業収支比率が108.6%、総収支比率は105.1%で1億435万1,863円の純利益を計上いたしました。

続きまして、訪問看護の詳細について申し上げます。

利用者状況ですが、年間7,249人、訪問日数242日で1日平均30人

でした。

収益的収入及び支出で、税抜き収入決算額は6,236万4,310円。その主なものは、療養収益、利用料等の事業収益で6,206万7,077円であります。事業外収益は受け取り利息等で29万7,233円であります。

次に、支出の税抜き決算額は4,394万4,872円で、このうち事業費用が4,372万6,844円であります。

その主な内訳としまして、給与費3,910万344円、材料費が7万1,100円、経費444万7,913円、減価償却費3万1,512円であります。事業外費用としまして21万8,028円で、消費税の費用化によるものであります。

この結果、訪問看護は純利益1,841万9,438円を計上いたしました。

3 施設合計で2億1,304万4,779円の純損失を生じ、公立藤岡総合病院及び附属外来センターの繰越欠損金27億7,455万3,194円、訪問看護の繰り越し利益剰余金1億248万6,450円、差し引き26億7,206万6,744円を欠損金として22年度へ繰り越すものであります。続きまして、資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。

税込み収入決算額は、第1款公立藤岡総合病院資本的収入では7億2,400 万円であります。

内訳としましては、第1項の企業債元金の償還に対する他会計負担金で2億 5,400万円、第2項企業債で4億7,000万円であります。

第2款附属外来センター資本的収入では1億2,465万7,000円で、 償還元金に対する他会計負担金であります。これに対して資本的支出の税込み 決算額は、第1款公立藤岡総合病院資本的支出が8億9,934万290円 で、内訳としまして、第1項建設改良費で器械器具購入費の4億7,004万 6,780円、第2項企業債償還金で4億2,929万3,510円。

第2款附属外来センター資本的支出では、企業債償還金1億9,380万 542円であります。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額2億4,448万3,832円は、過年度分損益勘定留保資金2億4,338万3,311円、当年度分消費税資本的収支調整額110万521円を充てて収支の均衡を図りました。

続きまして、剰余金処分計算書(案)について申し上げます。

これは地方公営企業法第32条第1項の規定する剰余金の処分で、訪問看護につきまして、平成21年度の純利益1,841万9,438円のうち92万1,000円を減債積立金として積み立て、1億156万5,450円を翌年度へ繰り越すものです。

以上、詳細についての説明を終わらせていただきます。

慎重ご審議の上、ご決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長(青栁正敏君) 決算審査の報告を監査委員にお願いいたします。監査委員。

監査委員(小手澤治君) 報告申し上げます。

平成21年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計決算について、審査の概要と結果について、監査委員を代表して報告申し上げます。

去る8月25日、地方公営企業法第30条の第2項の規定に基づき、管理者より審査に付された平成21年度決算報告書並びに事業報告書を中心に、証書類を照合し、審査を行ったものであります。

審査の結果、収支の計数は正確であると認めました。

内容につきましては、決算審査意見書のとおりでございます。

患者利用状況及び決算額につきましては、提案理由説明の数字と同様でありますので、省略させていただきます。

平成21年度病院事業決算において、附属外来センターと訪問看護では純利益が出てはいるものの、公立藤岡総合病院で損失となっており、病院事業全体では純損失を計上しております。徐々に改善されてはおりますが、依然として厳しい状況であります。

今後の病院事業には、地域中核病院としての使命を果たすことを第一に、さらなる経営改善を図り、経営の安定化を期待するものであります

以上、まことに簡単ではございますが、決算審査の概要について報告させて いただきます。

よろしくお願いいたします。

議長(青栁正敏君) 決算審査の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。7番、佐藤淳君。

議員(佐藤淳君) 21年度の決算なんですけど、大分診療報酬の改定云々というふうなお話もあったんですけど、この病院のそれぞれの部署でそれなりに努力をしていただいて、少しずつ経営状況もよくなってきているんかなというふうには感じているんですけれども、1点、報告書の20ページの医業外費用の雑損失、その他雑損失の963万4,000円余り、この内訳について詳しく説明してください。

議長(青栁正敏君) 医事情報課長。

医事情報課長(松田裕一君) お答えいたします。

20ページの雑損失ですが、21年度に発生しました医療事故に関する賠償金ということで、963万円ほど出ております。

以上です。

議長(青栁正敏君) 暫時休憩いたします。

(午後2時36分休憩)

(午後2時38分再開)

議長(青栁正敏君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

医事情報課長。

医事情報課長(松田裕一君) お答えいたします。

その他雑損失ですが、医療事故 3 件の分でございます。 2 1 年 6 月、それから 2 1 年 1 0 月、 2 1 年 1 2 月に起こっております医療事故で、それぞれ 2 3 0 万円、 1 3 4 万円、それと 6 0 0 万円の医療事故の補償となっております。

議長(青栁正敏君) 7番、佐藤淳君。

議員(佐藤淳君) 冒頭、専決処分の報告、こうして幾つかあるので、そのことについてここで、何か言うつもりはありませんけれども、決算の個々の数字というよりは、私はある意味では、先生方も非常に入院病棟と外来が分かれているという条件の中で、よくぞこの病院へ来てくれて、ある意味では感謝しているほうなんですけれども、この辺のところもきちんとした改善をしていかないと、ある意味では、私は、こういうところにもこういった医療過誤というか、ミスというか、その辺の原因も、十分要因の一つとしてあるんではないかというふうに思っているんですけど、院長先生、その辺はどんなふうに思いますか。

議長(青栁正敏君) 病院長。

病院長(鈴木忠君) この3件に対しての賠償ということで、雑損失として計上されて おります。これは21年度に発生した件ではなくて、過去に発生したものを21 年度に和解し、賠償したということでございます。

医療安全というのは、病院の一つの大きな柱、目標にもなっております。これに関して、利用者、患者さん方の見る目というのは、以前であると合併症という形で済まされていた面もあるかと思いますけれども、今はそういう面では、合併症の範疇に入るか、入らないかというのは、かなりファジーな面もあるかと思いますけれども、やはり損害を受けられた方々に対して、きちっと対応できるものは賠償して対応していこう。

そして、医師については、勤務の状況等もあるかもしれませんけれども、やはり今の医療の中でいかにして安全に医療を提供するか、これは当院だけの問題ではございませんけれども、時間外勤務の取扱いについて、労働基準法でいくと、宿日直の当直業務は通常業務である。そういうようなことで、いわゆる通常の宿直に当たらないというような判例もありまして、医師の勤務状況を改善するというのは非常に大きな問題であります。

しかし、医師の確保について考えますに、やはり医師の充足なくしてここの 地域の救急医療体制を構築できませんし、非常に医療提供体制が今は弱体にな っているところで、医師に負荷が行っているということも問題になるところで あります。 これはよく例え話で言われますけれども、航空機の機長が睡眠不足で運転するなんていうことはあり得ないわけです。特に外科系の医師等にとって、当直明けで手術に入るとか、こういうことはある意味で非常にリスクを伴うことになっておると思います。

しかし、それを根本的に解消しようとするならば、これは医師がしっかりと確保され、そして医師が十分休養取れるような環境を整えること、これは理屈ではわかるんですけれども、なかなか現実的対応ができていないというのが実情であろうかと思います。

これに関して、通常の社会では考えられない状況にあるのは、医療の、特に 医師の世界であろうかと思います。この中でも、やりくり、そして十分な休養 を取るべきは取ると、そういうような形をいかにしてこれからつくっていくか ということが一番問題だろうかと思います。

これに関しては、提供体制を制限、窓口を閉めてしまうという問題も出てきます。安心で安全な医療を提供できるような勤務状況をきちっと整えるということに関しては、非常に悩ましいし、それに対する即効的な解決策は現在ありません。しかし、その組織の中で対応できるところを今後詰めていく必要があろうかと思っております。

医療安全を確保するということと、それから医師の勤務状況の改善、これは やはり両方関連する事項でありますので、今後の課題として対応していきたい と思っております。

以上です。

議長(青栁正敏君) よろしいですか。

他にご質疑ありませんか。

(「なし」の声)

議長(青栁正敏君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結 したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長(青栁正敏君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声)

議長(青栁正敏君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第16号、平成21年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計決算認定について、本案は原案のとおり決することに 賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(青栁正敏君) 起立全員であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決

\_\_\_\_\_\_

#### 第13 議案第17号

議長(青栁正敏君) 日程第13、議案第17号、平成21年度多野藤岡医療事務市町 村組合立介護老人保健施設事業会計決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者(新井利明君) 議案第17号、平成21年度多野藤岡医療事務市町村組合立介 護老人保健施設事業会計決算認定について、ご説明申し上げます。

高齢化社会を迎え、介護保険法は今後の高齢化社会に対応する社会保障システムとして現在多くの人に利用され、今後も利用者はますますふえていくと予想されます。また、利用者ニーズの多様化を踏まえ、介護予防サービス・地域密着型サービス等、介護サービスの種類も多様化されてまいりました。

しらさぎの里は平成9年開設以来13年を経過し、藤岡地域の中核的な介護 老人保健施設として運営しております。平成21年度は介護報酬のプラス改定 がありましたが、依然厳しい経営状況になっております。

引き続き良質な介護サービスを効率的に提供していくためには、しらさぎの 里が地域にとってどのようにあるべきか、運営形態も含め検討していきたいと 思います。

それでは、概要について説明申し上げます。

第1款施設運営事業収益、予算額は4億7,698万9,000円に対しまして、決算額は4億8,609万4,510円、予算に対しましては910万5,510円の増益となっております。

これに対する費用ですが、第1款施設運営事業費用、予算額5億648万2,000円に対しまして、決算額4億9,377万312円となり、予算額に対し1,271万1,688円の不用額となりました。

なお、本決算につきまして、去る8月25日、小手澤、湯井両監査委員の審査をいただいております。その結果につきましては、議員各位のお手元に配付いたしました意見書をいただいたわけでございます。大変ご苦労をいただきましたことを改めて感謝申し上げ、御礼申し上げたいと思います。

なお、詳細につきましては、管理課長より説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長(青栁正敏君) しらさぎ管理課長。

しらさぎ管理課長(三浦真二君) 引き続いて詳細の説明をいたします。

まず、利用者の状況についてですが、介護老人保健施設事業において入所者数は2万7,145人で、1日平均74.4人、短期入所者数は629人で、1日平均1.7人、通所利用者数は延べ1万810人で、1日平均40.7人

でありました。利用者の平均介護度につきましては、入所者、年平均3.2、 短期入所者3.0、通所者2.4でありました。

第3条収益的収入及び支出については、第1款施設運営事業収益の決算額は 4億8,609万4,510円となり、前年対比2,503万9,868円の 増収で、前年比率は105.4%となりました。

次に、第1款施設運営事業費用においては、4億9,377万312円で、 前年対比570万7,515円の費用増で、前年比率は101.2%となりま した。その結果、767万5,802円の当年度純損失を生じました。

なお、細部については、科目別明細で示しておりますので、よろしくお願い いたします。

以上で詳細についての説明を終わらせていただきます。

慎重ご審議の上、ご決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長(青栁正敏君) 決算審査の報告を監査委員にお願いいたします。

監査委員(小手澤治君) 平成21年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施 設事業の会計決算について、審査の概要と結果について、監査委員を代表いた しましてご報告申し上げます。

去る8月25日、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、管理者より審査に付された平成21年度決算報告書並びに事業報告書を中心に、証書類を照合し、審査を行ったものであります。

審査の結果、収支の計数は正確であると認めました。

内容につきましては、お手元の決算審査意見書のとおりでございます。

また、利用状況及び決算額は、提案理由説明の数値と同様で重複いたしますので省略させていただきます。

介護老人保健施設「しらさぎの里」は、平成9年に開設し13年が経過し、 地域の中核的な介護保険施設として期待され、多くの人に利用されています。 高齢化社会が進む中、介護保険制度も創設から10年が経過し、介護サービス の多様化、サービスの質の向上など、介護老人保健施設を取り巻く環境は非常 に厳しい時代を迎えております。

このような環境下でしらさぎの里の運営面は、引き続き相当厳しいものと予想されます。今後も組合事業として施設運営を続けるのか、運営形態を含めた改善策を検討されたいと思います。

以上、まことに簡単ではございますが、決算審査の概要についての報告とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

議長(青栁正敏君) 決算審査の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声)

議長(青栁正敏君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結 したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長(青栁正敏君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声)

議長(青栁正敏君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第17号、平成21年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計決算認定について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(青栁正敏君) 起立全員であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決 されました。

(湯井監査委員 議員席へ移動)

#### 字句の整理の件

議長(青栁正敏君) お諮りいたします。会議規則第38条の規定に基づき、本会議の 議決の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、 その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長(青栁正敏君) ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

#### 管理者あいさつ

- 議長(青栁正敏君) この際、管理者より発言を求められていますので、これを許しま す。管理者。
- 管理者(新井利明君) 本日は、長時間にわたって慎重審議の上、ご決定いただきましてまことにありがとうございました。

今後も病院の健全経営と地域連携の充実を図りつつ、地域から信頼される病院づくりにより一層の努力をしてまいりますので、今後とも議員各位にはご支援賜りますよう、お願い申し上げます。

これから年末を迎えお忙しいことと存じますが、お体をご自愛いただきたいと思います。本日はまことにありがとうございました。

\_\_\_\_\_

#### 閉会

議長(青栁正敏君) 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は全部終 了いたしました。

これにて、平成22年第2回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会を閉会いたします。長時間ご苦労さまでした。

午後2時56分閉会

会議規則第77条の規定により下記に署名する。

議 長 青 柳 正 敏

署名議員 松村晋之

署名議員 若 林 秀 昭